

第13回

コメダ

de 勉強会 & 相談会

「飲食店あれこれ。」

～レストランからイベント出店まで～

はた・さわだ行政書士事務所
所長 行政書士 澤田 郁

後援：コメダ珈琲店阪南店



こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(8歳)の3人。娘は小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当)。
- 阪南市尾崎在住です。
- 平成25年9月、自宅で行政書士事務所を開設しました。
平成30年10月、岸和田市に事務所を移転し、行政書士2人を雇いました

主な取扱業務

法人設立、放課後等デイサービス開設、
建設業など許認可、交通事故、
相続・遺言、契約書、内容証明、離婚など

はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel 072-423-8222
Fax 072-423-8236
メール info@gyosei-kaoru.com
HP <http://gyosei-kaoru.com>
ブログ <https://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

今までの「コメダde勉強会 & 相談会」

第1回 「人の一生と交わる法律問題」

第2回 「その自転車、危ないよ！
～子供と自転車事故～」

第3回 「人が職業につくまで
～子供たちの将来の夢を実現させたい～」

第4回 「ワーキングマザー
～ママが働くということ～」

第5回 「結婚とは。夫婦とは。
～法律の面から見る人生のパートナーとは～」

第6回 「エンディングノートはオープニングノート！」

第7回 「お店屋さんの始め方
～開店手続きあれこれ。始めるまで/始めてから～」

第8回 「士業とは。〇〇士とは。
～暮らしを支えるサムライたち～」

第9回 「相続する前、相続した後、
すべきことあれこれ一覧。」

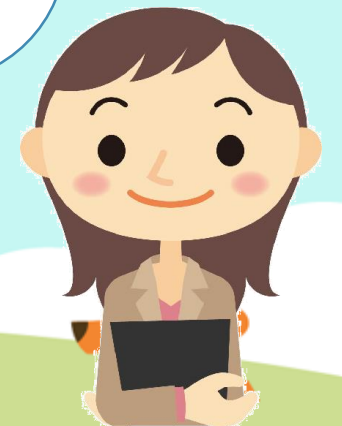
第10回 「公正証書とは。公証役場とは。」

第11回 「会社設立とは。法人設立とは。
～もう一人の私、みんなで私～」

第12回 「成年後見制度と、遺言。
～認知症に、なる前に～」

今日お話しする内容

1. 飲食店とは
2. 飲食店を開くには
3. 実際に必要な手続
4. 特色あるお店
5. おわりに



1. 飲食店とは

1-1. 飲食店の定義

飲食店とは、食品衛生法第3条の「食品等事業者」の一種。

①食品を調理する営業

又は

②設備を設けて客に飲食させる営業

①のみ・・・総菜屋さん、お弁当屋さん、仕出し屋さん

①と②・・・レストラン、カフェ、食堂など

②のみ・・・お茶屋さん、待合など

※出張料理・・・単なる技術の提供であり、飲食店ではない



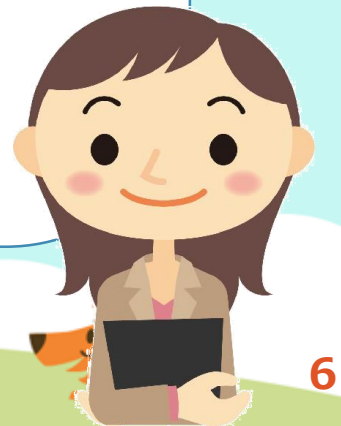
飲食店と喫茶店は違う？

食品衛生法施行令第35条

- 一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キヤバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)
- 二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)

→法律上、飲食店と喫茶店は明確に区分。

しかし、食品を提供する喫茶店が多いのは、「喫茶店」という外観の「飲食店」だから。



1-2. 身近にあるいろいろな飲食店

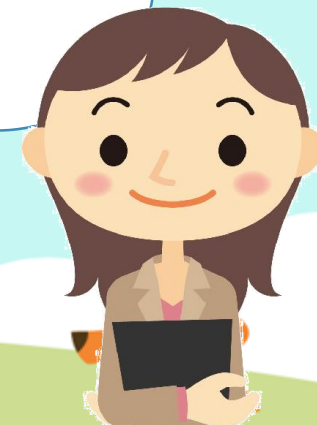
(1) 食堂・レストラン等・カフェ等

(2) 仕出し屋さん、弁当屋さん

(3) バー、スナック

(4) 屋台・移動販売

(5) それ以外のいろいろ(フリマ、イベント、子ども食堂など)



2. 飲食店を開くには

2-1. 必要な許認可

① 飲食店営業許可

管轄の保健所から、食品衛生法に基づく営業許可を受ける。

- ・設備が整っているか(図面審査)
- ・資格や書類がそろっているか(書面審査)
- ・設備が図面どおりできているか(立入検査)



②深夜酒類提供飲食店営業届

午前0時を超えて酒類を提供する場合に、飲食店営業許可に加えて届出が必要。

管轄の公安委員会(警察)に届け出る。

- ・設備・資格・書類がそろっているか(図面・書面審査)
- ・設備が図面どおりできているか(立入検査)



③ 風営法上の許可

正式名称は、

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」。

1号営業 接待飲食店営業(料亭、キャバクラ、バー、クラブなど)

接待行為とは？

- ・隣に座ってお酌をする、一緒に飲む、お話をする
- ・一緒にカラオケを歌って盛り上がる
- ・一緒にゲームをする

このようなお店は、管轄の公安委員会(警察)の許可が必要。

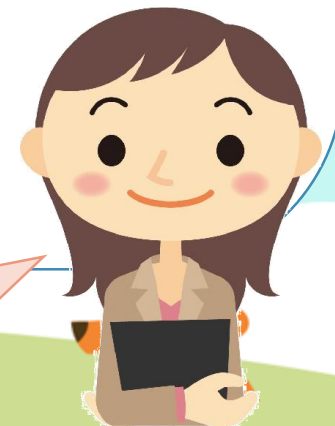
開店できる地域の規制が厳しい。



2-2. 飲食店に必要なモノ(立地基準・設備基準)

- ・ その場所でお店が開けるか(建築基準法上の規制)
- ・ 厨房内に2槽シンクがあるか、お湯と水がその2槽シンクに供給されているか
- ・ 厨房内に2槽シンク以外の手洗い設備が備わっているか
- ・ 厨房内に食器類を衛生的に収納できる戸棚が備わっているか
(戸棚はスチール製など欠けにくく耐水性のあるもの)
- ・ 床面及び側壁(床面から1.5mまで)は耐水性の素材であり、排水できる設備(排水口、溝)があるか
- ・ 厨房と客席の仕切りは明確にされているか
(スウィングドアの設置、床面の材質が違う、段差がある) など

露店や移動販売車でも、手洗い設備や給排水設備が求められます！



2-3. 飲食店に必要なひと

①食品衛生責任者・・・必ず置かなければならない。

施設において食中毒や食品衛生法違反を起こさないように、食品衛生上の管理運営を行う人。

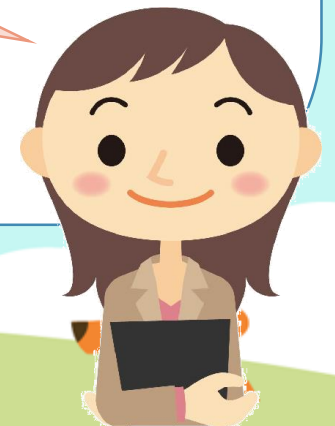
食品衛生責任者養成講習会を受講するか、以下の資格を持っている人は、講習を受けなくても食品衛生責任者になれる。

- ・栄養士
- ・調理師
- ・製菓衛生師 など

②防火管理者

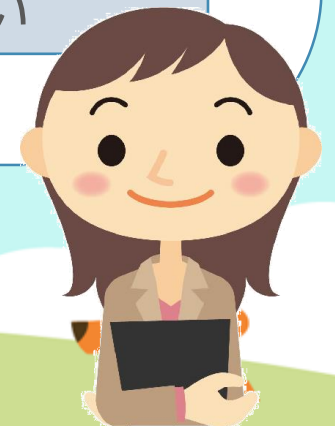
収容人数が30人を超えると、防火管理者が必要です。

実は調理師免許がなくても、飲食店は開けるんです！



2-4. 飲食店に必要なお金の目安

開店前	物件	300万～500万	権利金が高い
	内装工事	100万～300万	
	設備	50万～150万	居抜きの場合でも必要
	許可手数料	1～2万	
	広告宣伝費	10万円	開店当初は多めに
開店後	仕入れ	何を売るかで全然違う	
	人件費	20万～30万	時給1,000円～
	広告宣伝費	5万円	毎月一定ではない



3. 実際に必要な手続き

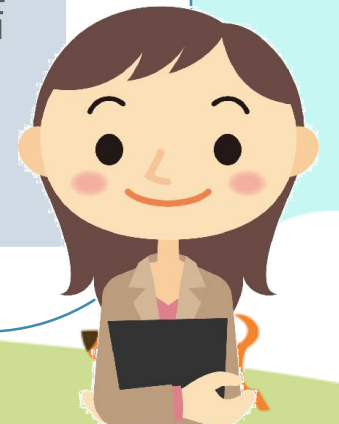
3-1. おうちカフェ・・・自宅の一部で週に何日か営業する

必要な許可	飲食店営業許可 菓子製造許可	料理のほかにお菓子も調理して 出す場合は菓子製造許可もいる
もの	2槽式シンク 扉付き戸棚 手洗設備 水洗いできる床等	自宅でも設備基準は変わらない
	低層住居専用地域以外	立地基準
ヒト	食品衛生責任者	
お金	内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 人件費 材料費	自宅なら物件を借りなくていい 家族に手伝ってもらえば人件費も 抑えられる



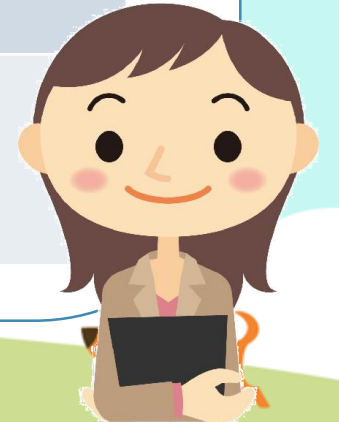
3-2. 飲食店・レストラン・・・物件を借りてお店を出す

必要な許可	飲食店営業許可	明確に喫茶店を経営するならば喫茶店営業許可
もの	2槽式シンク 扉付き戸棚 手洗設備 水洗いできる床等	設備基準は変わらない
	低層住居専用地域以外	床面積500㎡超で不可の地域増
ヒト	食品衛生責任者	ふぐ料理を出すならふぐ調理師
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費 人件費	権利金は家賃の1年分 「居抜き」は、残った厨房機器を譲り受けるのにお金がかかるので、結局お金はかかる。



3-3. 屋台・・・イベント等で露店を出す

必要な許可	飲食店営業許可(露店営業) 菓子製造業営業許可(露店営業) 喫茶店営業許可(露店営業)	直前過熱して提供する食べ物 (かき氷、わらび餅、既成飲料はいい)
	道路使用許可申請	公道に出店する場合
もの	洗浄設備 手洗い設備 給排水設備 食品保管設備 冷蔵設備	設備基準は基本的に変わらないが、簡易なものでよい アルコールスプレーで洗浄 ポリバケツに排水 クーラーバッグで冷蔵など
	屋根・壁	テントでもよい
ヒト	食品衛生責任者	
お金	屋台・設備 広告宣伝費 材料費	リヤカー屋台などのぼりなど



3-4. 移動販売・・・イベントやショッピングモールにキッチンカーを出す

必要な許可	飲食店営業許可(自動車営業)	提供する料理によって1型・2型・3型に分かれる
	道路使用許可	公道で行う場合
もの	洗浄設備 手洗い設備 給排水設備 食品保管設備 冷蔵設備	設備基準は基本的に変わらない シンクの取り付けが可能 排水量も大きくできる 冷蔵庫設置できる
ヒト	食品衛生責任者	
お金	キッチンカー準備 (設備も含む) 広告宣伝費 材料費	自動車を改装するか キッチンカーを購入するか HP、のぼりなど



3-5. 模擬店出店・・・地域や子供のイベント等に出店

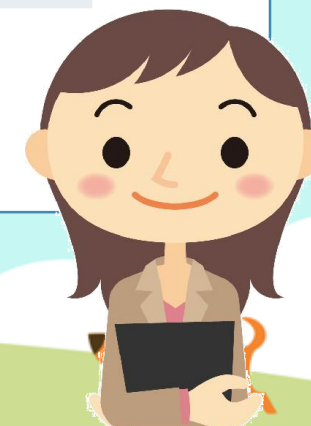
必要な許可	臨時出店届(保健所) ※イベント主催者が届を出す	営利を目的としない行事 一時的に催される行事 食品の加工・調理行為を行う
もの	下ごしらえする場合は、 飲食店許可を受けた施設 調理室等 アルコール消毒 テント(ホコリを避けるため)	基本的に下ごしらえしない 下ごしらえ済みのもので調理する
ヒト	体調不良、手指に傷のある人は調理しない	
お金	基本的に材料費のみ	

※あくまでも臨時に、非営利で行う場合なので、フリマやイベントで自作のお菓子を売って儲けたい場合は、菓子製造許可が必要。

3-6. 子ども食堂・・・子どもたちに対し、無料又は安価で 栄養のある食事や温かな団らんを提供する場

必要な許可	保健所に相談すること	飲食店営業許可を取る団体もある
もの	衛生面に配慮すること (厚生労働省より)	飲食店、公民館、民家など、設備はまちまち
ヒト	衛生面に配慮すること (厚生労働省より)	特に資格は求められていない
お金	主催する団体によってまちまち	基本的にボランティアが多いのであまり お金はかからない 企業が主導する場合もあり

※主催団体がいろいろなので、お金も設備も差が大きい。
衛生面については、厚生労働省が「衛生管理のポイント」を公表している。



3-7. バー・・・夜遅くまでお酒を飲めるお店

必要な許可	飲食店営業許可 深夜酒類提供飲食店営業届	0時以降もお酒を飲めるお店 接待行為はなし 0時以降は遊興させてはダメ (カラオケ、ダーツ等)
もの	商業地域・近隣商業地域 準工業地域・工業地域 店の設備に細かい決まりがある	飲食店営業許可が前提
ヒト	食品衛生責任者	
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費 人件費	あまり手の込んだ料理は出さない 形態なので、大きな冷蔵庫やコン 口などは不要。 お酒を陳列する大きな棚、ビール サーバーなどが必要。



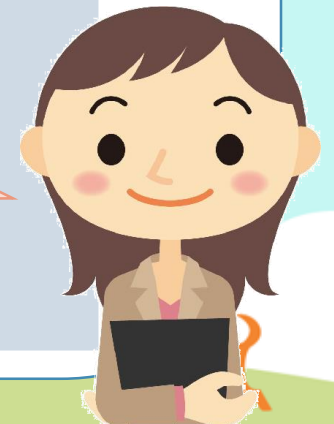
3-8. キャバクラ・ホストクラブ・・・ホステスやホストとお酒を飲む

必要な許可	飲食店営業許可 風営法許可(第1号)	「接待行為」があるお店 0時までしか営業できない 深酒と一緒にには取れない
もの		飲食店営業許可が前提
	商業地域・準工業地域	さらに市の条例でできない地域あり
	保全対象施設	学校や病院から50～100m
	店の設備に細かい決まりがある	明るさ、店内の見通し、防音など
ヒト	食品衛生責任者	
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費 人件費	お酒を陳列する大きな棚、ビールサーバーなどが必要 ホステスやホストなどが必要なため、人件費も増える お店の広さも必要



3-9. スロット、テレビゲームの置いてあるお店・・・ゲームセンター扱い

必要な許可	飲食店営業許可 風営法許可(第5号)	「接待行為」はできない 0時までしか営業できない 深酒と一緒に取れない
もの	商業地域・近隣商業地域 準工業地域 保全対象施設	飲食店営業許可が前提 学校や病院から50～100m ゲームの置いてある面積が10%以下なら、風営法適用外
ヒト	食品衛生責任者	
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費 ゲームのレンタル料	デジタルダーツは、ゲーム機の対象から外れたため、規制が緩くなりました。



4. 特色あるお店

4-1. 弁護士バー

弁護士がバーカウンターの中でカクテルを作ってくれる。

気軽に弁護士と知り合いになれる。

→当初は「弁護士に気軽に相談できるバー」を目指していたが、弁護士会から「民間が入っての営利目的の弁護士仲介業にあたる」と注意を受けたため、「バーテンダーにその場で相談」ではなく、「別室で弁護士と個別相談」とした。
(しかしすでに閉店してる)

4-2. 坊主バー

いろいろな宗派のお坊さんがいて、法要や法話をしてくれる。

人生相談、占いもしてくれる。

京都、東京に何店舗もある。

大阪の坊主バーは、移転準備のため現在休止中。



5. おわりに

いつか飲食店を開きたい！と思ったら、

- どんなお店がいかよくイメージして、
それに合わせた手続きを知っておきましょう。
- 迷う場合は厳しい方に合わせてください。

ご清聴ありがとうございました。



メール・・・ 

info@gyosei-kaoru.com

HP・・・ 

<https://gyosei-kaoru.com/>

事務所のHP・・・ 

<http://www.tetuduki-shien.com/>

過去のコメ勉ページ・・・ 

<https://gyosei-kaoru.com/komeben/info-kako/>




ブログ… 

<https://ameblo.jp/kaoru-gyosei/>

Twitter… 

https://twitter.com/gyosei_kaoru

FB… 

<https://www.facebook.com/kaoru.sawada.908>

FBページ… 

<https://www.facebook.com/kaorujimusho/>

QRコードから登録してください。



はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel 072-423-8222

Fax 072-423-8236

メール info@gyosei-kaoru.com

HP <http://gyosei-kaoru.com>

ブログ <https://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

